

5 施策展開

平成19年度を初年度とし、概ね3年から4年を目安とした段階設定を行い、計画を着実に進めていきます。

公共交通体系の確立に向けての先導的な施策については早期に着手します。また、実施施策については、市民の意見を反映しながら、より効果的で効率的な施策へ改善し、次段階への確かな土台づくりを進めます。

第1段階
(H19~21年度)

先導的な施策の展開と 市民意識の向上を図る段階

本市の交通体系の基軸となる基幹交通や回遊性の高い街なかの交通環境を整えます。また、公共交通に対する市民意識の向上を図りながら、地域主体の仕組みづくりや試行的な事業を実施します。

第2段階
(H22~25年度)

住民が主体となって コミュニティ交通を展開する段階

公共交通を利用することのメリットが市民意識に定着し、試行的な事業の成果を他の地域に展開し始める段階です。住民が主体となって、地域のニーズや特性に合ったコミュニティ交通を整えます。

第3段階
(H26~29年度)

多様な主体の参画と協働により 全市的な交通ネットワークが 確立される段階

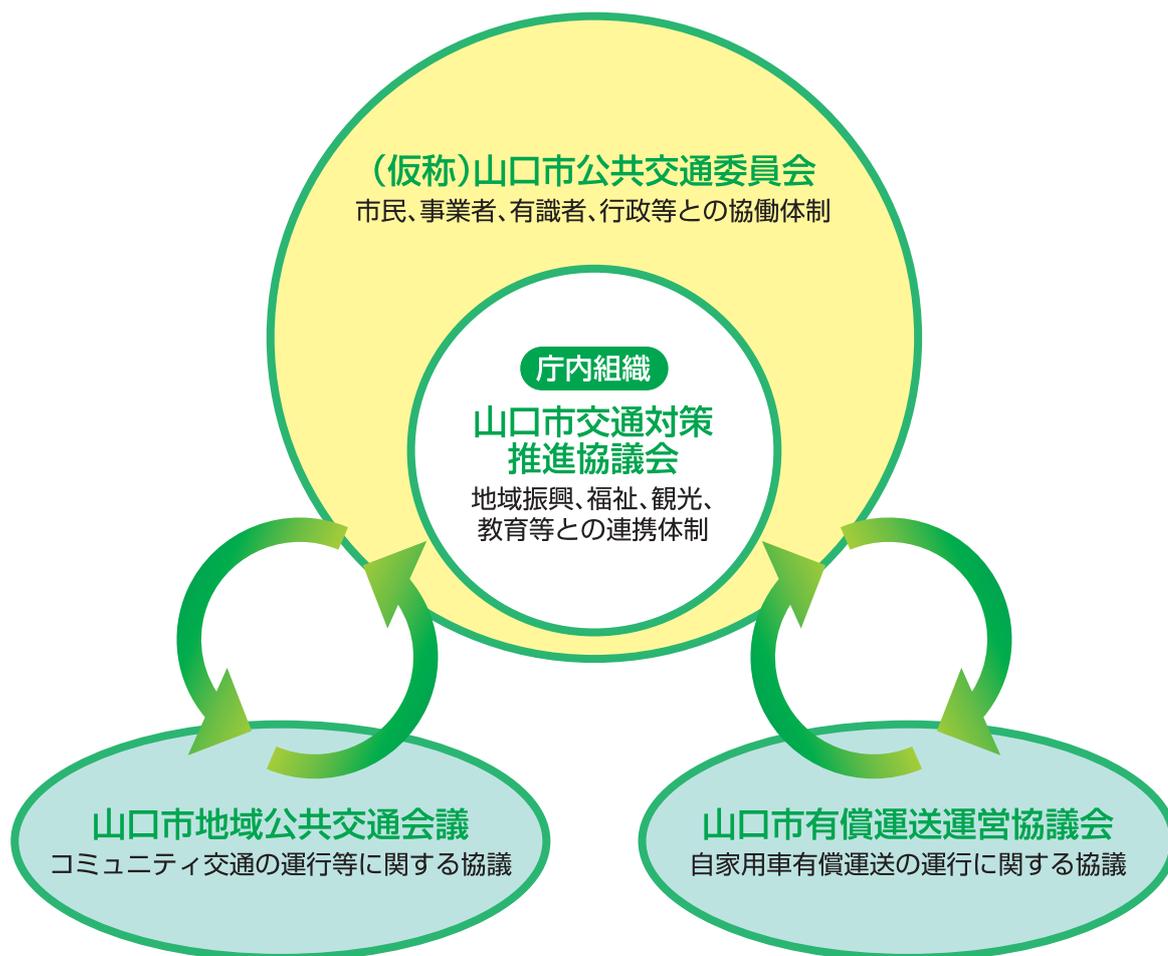
基幹交通とコミュニティ交通のネットワーク化により、市民と来訪者の連続的な移動が確保されます。また、多様な主体の参画と協働により、持続的な交通システムが確立されます。

6 推進体制

計画の推進に当たっては、市民、事業者、行政の協働体制と役割分担が必要になりますことから、市民代表、交通事業者、有識者、行政等により構成する「(仮称)山口市公共交通委員会」を設置します。委員会は、横断的な視点から実施施策の成果や今後の動向などを継続的に評価・検証し、改善を図りながら、計画を着実に推進します。

また、交通政策は、移動手手段を確保するのみでなく、まちづくりや地域づくりに基づいた総合的な取り組みが求められますことから、庁内組織である「山口市交通対策推進協議会」において、地域振興や福祉、観光、教育など他の分野政策・計画との横断的な連携を図り、総合的・一体的に施策を展開します。

総合的な推進・連携体制



付 属 資 料

山口市交通対策推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、山口市交通対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 推進協議会は、本市の地域交通の改善について、具体的な方策を検討協議することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

(1) 山口市市民交通計画の策定及び推進に関すること。

(2) その他本市地域交通の改善と交通施策に関すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は総合政策部長をもって充てる。

3 会長は、推進協議会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議は必要に応じて会長が召集し、会長が議長となって会議を運営する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会を円滑に運営するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、推進協議会会長の指示により、第3条に規定した所掌事務の具体的な調査研究及び資料作成等を行う。

3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

4 幹事長は、交通政策課長をもって充て、副幹事長は高齢障害課長をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、総合政策部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

別表1 (第4条関係)

会 長	市長
副 会 長	総合政策部長
委 員	総務部長
委 員	自治振興部長
委 員	自治振興部南部振興担当部長
委 員	自治振興部山口総合支所長
委 員	自治振興部徳地総合支所長
委 員	自治振興部小郡総合支所長
委 員	自治振興部秋穂総合支所長
委 員	自治振興部阿知須総合支所長
委 員	環境部長
委 員	健康福祉部長
委 員	経済部長
委 員	都市整備部長
委 員	新山口駅ターミナルパーク整備推進担当部長
委 員	教育次長

別表2 (第6条関係)

幹 事 長	交通政策課長
副幹事長	高齢障害課長
幹 事	総務課長
幹 事	企画経営課長
幹 事	財政課長
幹 事	協働推進課長
幹 事	徳地総合支所自治振興課長
幹 事	小郡総合支所自治振興課長
幹 事	秋穂総合支所自治振興課長
幹 事	阿知須総合支所自治振興課長
幹 事	環境保全課長
幹 事	観光課長
幹 事	商工振興課長
幹 事	都市計画課長
幹 事	新山口駅ターミナルパーク整備推進室長
幹 事	道路河川建設課長
幹 事	教育総務課長

策 定 経 緯

- 平成18年4月7日 **山口市交通対策推進協議会**
- 5月23日 第1回山口市交通まちづくり委員会
- 6月 市民アンケート調査の実施
- 7月25日 第2回山口市交通まちづくり委員会
- 8月22日 第3回山口市交通まちづくり委員会
- 9月5日 **山口市交通対策推進協議会**
- 9月 少子化対策に関する交通アンケート調査の実施
- 9月15日 啓発パンフレットの市内全世帯への配布
- 10～11月 地域検討会(市内11会場)の開催
- 10月～ 地域勉強会の開催
- 11月17日 **山口市交通対策推進協議会**
- 12月22日 第4回山口市交通まちづくり委員会
- 平成19年1月26日 第5回山口市交通まちづくり委員会
- 2月6日 **山口市交通対策推進協議会**
- 2月19日 山口市議会に対する計画中間案の説明
- 3月～ 計画中間案に対する市民意見(パブリックコメント)の募集
- 3～5月 まちづくり審議会
- 4月16日 **山口市交通対策推進協議会**
- 4月20日 第6回山口市交通まちづくり委員会
- 5月22日 第7回山口市交通まちづくり委員会
- 7月24日 第8回山口市交通まちづくり委員会
- 8月27日 山口市議会に対する計画案の説明
- 9月13日 **経営会議**
- 9月25日 **経営会議**

創ろう!守ろう!みんなの公共交通
山口市市民交通計画

発行 山口市
〒753-8650 山口市亀山町2番1号

編集 山口市総合政策部交通政策課
電話 083-934-2729
F A X 083-934-2959
E-mail kotsu@city.yamaguchi.lg.jp

発行日 平成19年(2007年)9月